

平成17年7月9日  
(株)トンボ鉛筆  
(独)都市再生機構  
東京都心支社

## 豊島5・6丁目地区のダイオキシン類調査について（第2報）

株式会社トンボ鉛筆と独立行政法人都市再生機構は、豊島5・6丁目地区においてダイオキシン類の調査を行って来ました。今回は主に、①5号線の5地点(一部2地点)混合試料の分析において環境基準を超えた区域の個別試料の分析結果、②隅田川沿いの旧北区遊び場部分の追加採取試料の分析結果、③(株)トンボ鉛筆敷地の5地点混合試料による分析結果についてお知らせします。

### 1 調査の経緯

平成17年4月、豊島5・6丁目地区に隣接する豊島5丁目団地内の北区所有施設において、環境基準を超えるダイオキシン類が検出され、周辺住民の皆様の不安が広がったことや北区から皆様の不安を解消するための調査要請があったことから、豊島5・6丁目地区についても北区画街路第5号線用地、都市機構所有地、(株)トンボ鉛筆所有地において調査を行うこととし、5月11日に開催した「豊島5・6丁目地区まちづくり整備計画(案)説明会」において地元の皆様にお知らせしました。

その後、5号線とその周辺部分(コスモ石油跡地、(株)トンボ鉛筆敷地を除く)の5地点(一部2地点)混合試料の調査結果の速報値として、5号線敷地の一部から環境基準の32倍のダイオキシン類が検出されたことを平成17年6月14日付けの「豊島5・6丁目地区まちづくりニュース第8号」で皆様にお知らせしたところです。

### 2 調査結果

今回皆様にお知らせするのは、5号線部分の5地点(一部2地点)混合試料の分析により環境基準を超過した部分の個別試料の分析結果、隅田川沿いの旧北区遊び場部分の追加採取試料の分析結果及び(株)トンボ鉛筆敷地の5地点混合試料による分析結果により環境基準を超えたものの調査結果です。

○環境基準を超える値が検出された箇所：5箇所

○環境基準を超えたものの最大値：200,000pg-TEQ/g(環境基準値の200倍)  
環境基準値 1,000pg-TEQ/g

※ pg(ピコグラム)：1兆分の1グラム

※ TEQ(毒性等量)：毒性のあると思われるダイオキシン類29種類中最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の毒性を換算した係数をかけてその合計値で表したもの

### 3 現地の対応

今回環境基準を超える値の検出された場所のうち5号線部分は、工事中のため、一般の方の立入りができないように昨年8月から仮囲い等で囲っております。

また、従来、(株)トンボ鉛筆の駐車場として使用されていたためアスファルトで舗装されていますが、一部土の露出していた場所は5月末にアスファルトにより飛散防止措置を行っています。

旧北区遊び場部分については、飛散防止や直接手に触れられないよう当該部分にシートを張るとともに、一般の方の立入りができないよう周囲を仮囲いする緊急措置を6月末までに行いました。

### 4 今後の対応

(1)今回の調査結果を受け、汚染の範囲(平面的な広がりと深さ)を確定するため、都から詳細調査の方法について指導を得て、現在次の調査を実施しています。

表層調査追加箇所	13箇所(旧北区遊び場部分 4箇所、5号線部分 9箇所)
深度方向の調査箇所	3箇所(旧北区遊び場部分 1箇所、5号線部分 2箇所の地表面から、0.5m、1m、2m、3m、4m、5mの試料を採取し分析)

(2)汚染の範囲が確定した段階で再度、都及び区の指導を得て対策方法を決定します。

(3)説明会を開催して皆様に詳細調査の結果と対策工事の内容等についてお知らせした後、対策工事を実施します。

(お問合せ先)

(株)トンボ鉛筆

総務部

電話 03-3912-1181(代表)

(独)都市再生機構東京都心支社

総務企画部総務課

電話 03-5323-0624(直通)

業務第4ユニット基盤施設計画チーム

電話 03-3805-6415(直通)

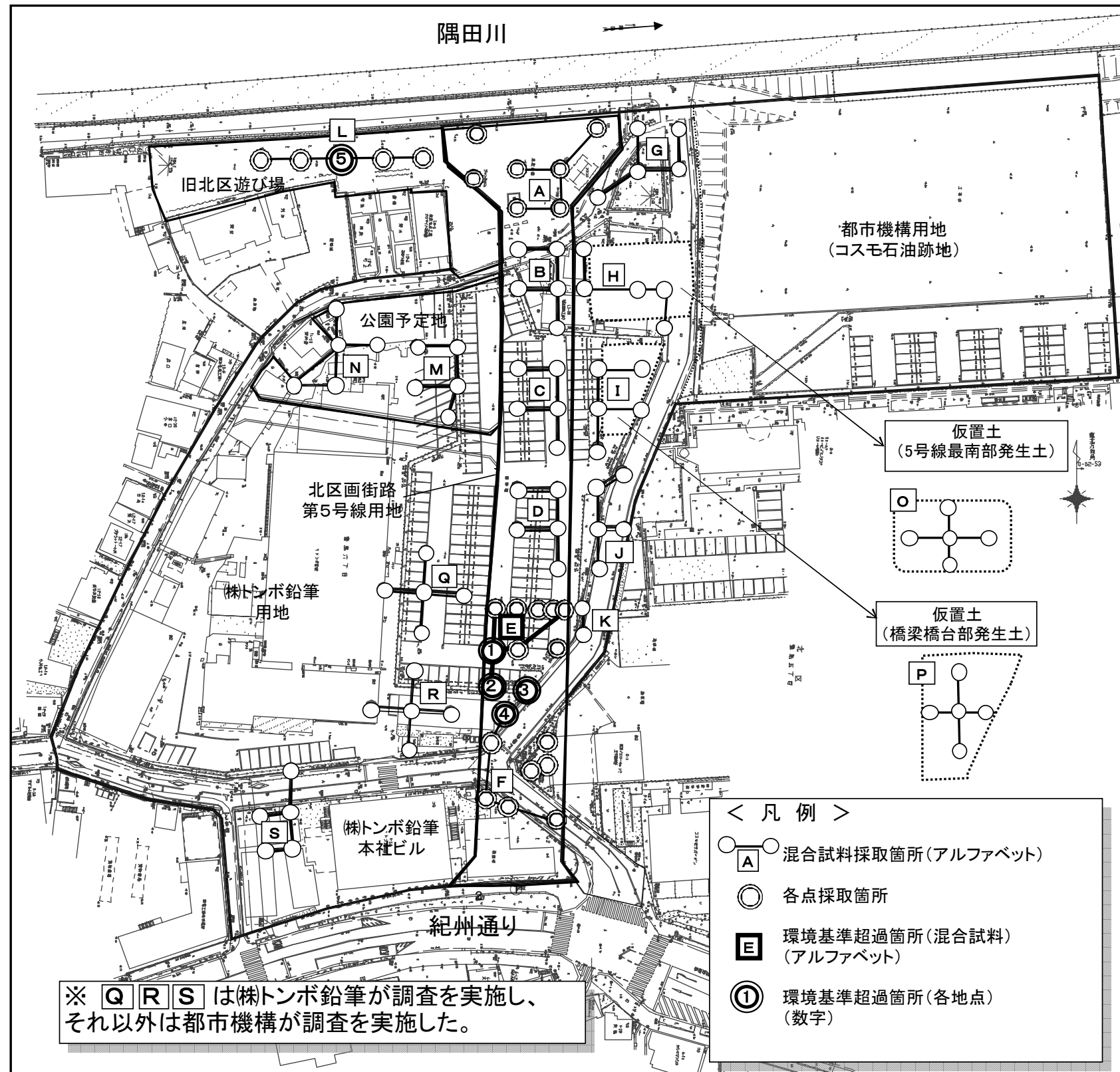
以上

(株)トンボ鉛筆と独立行政法人都市再生機構の承認を得ずに使用することを禁じます。

# 豊島5・6丁目地区ダイオキシン類の調査箇所及び調査結果

## <調査箇所>

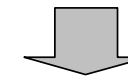
## <調査の方法および調査結果>



### 1. 土壌採取方法

環境省が定めている方法に基づき、土壌採取を実施した。

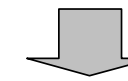
- ・ 都市機構事業および株トノボ鉛筆事業用地内を原則として30m区画に区分した上で、さらに各10m区画内の5地点から(一部、2地点から)旧表土(地表から概ね深さ0cm~30cm)を採取
- ・ 上記の結果により汚染の疑いがある各地点の表土を追加採取



### 2. 試料分析方法

環境省が定めている方法に基づき、1で採取した試料を分析した。

- ・ A~Sで採取した試料の混合試料を分析(混合試料)  
都市機構 16試料  
株トノボ鉛筆 3試料
- ・ 各点で採取した試料を分析(各点試料)  
都市機構 30試料



### 3. 試料分析結果

以下の表は、環境基準を超える値が検出された箇所の試料分析結果

試料種別	箇所	毒性等量 <sup>1</sup> pg <sup>2</sup> -TEQ/g (乾重あたり)	環境基準値 <sup>3</sup> に対する倍率	超過した箇所の土地所有者
混合試料	E	32000	32 倍	都市機構
各点試料	①	3800	3.8倍	都市機構
	②	200000	200 倍	都市機構
	③	2100	2.1倍	都市機構
	④	1100	1.1倍	都市機構
	⑤	3600	3.6倍	都市機構

※1 毒性等量(TEQ): 毒性のあると思われるダイオキシン類29種類中、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の毒性を換算した係数をかけてその合計値で表したもの

※2 pg(ピコグラム): 1兆分の1グラム

※3 ダイオキシン類の環境基準値は1000pg-TEQ/gである

# 豊島5・6丁目地区ダイオキシシン類についての今後の対応

## ＜都市機構で実施する今後の詳細調査箇所＞



## ＜今後の詳細調査について＞

### 1. 表層調査(追加)

汚染の平面的な広がりを確認するため、環境基準を超えた値が検出された箇所周辺の13箇所で見層調査を行う。

＜調査箇所＞

- ・旧北区遊び場 4箇所
- ・5号線 9箇所

※地表から概ね深さ0～30cmの試料を採取し分析する。

### 2. 深度方向調査

汚染の深度方向の範囲を確認するため、環境基準を超えた値が検出された箇所のうち3箇所で見層調査を行う。

＜調査箇所＞

- ・旧北区遊び場 1箇所
- ・5号線 2箇所

※ 地表から深さ0.5m、1m、2m、3m、4m、5mの試料をボーリングにより採取し分析する。

### 3. 上記、調査後の対応

・上記の詳細調査の結果に基づき汚染範囲を特定する。



・都及び区と対策方法を調整し、対策を行う。